

物流2024年問題対策事業委託業務
プロポーザル公募要領

令和6年3月21日

岐阜県商工労働部商業・金融課

物流 2024 年問題対策事業委託業務プロポーザル公募要領

2024 年 4 月からトラックドライバーの時間外労働の上限規制が適用され、労働時間が短くなることで従来のサービスが提供されなくなることが懸念される「2024 年問題」の発生が懸念されます。解決には、物流業界における物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容、雇用環境改善と人材確保支援など幅広い対策が求められますが、特に荷主や消費者に対する理解及び周知が遅れているとの声が聞かれ、迅速な対策が必要です。

そのため、現状・課題の把握および解決策の共有を目的としたシンポジウム・セミナーの開催、企業や消費者向けに行動変容を促す情報発信などを実施する「物流 2024 年問題対策事業」について、プロポーザル（企画提案）参加事業者を募集します。

この公募要領は、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続きを定めたものです。

第 1 募集の内容

1 委託業務名

物流 2024 年問題対策事業委託業務

2 業務内容等

「仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和 7 年 1 月 31 日まで

4 委託費の上限

9,941,800 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（※）委託費の上限を超える見積額の提案は失格とします。

第 2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であること。

また、下記①から⑩までのすべての要件を満たすこと。共同体にあつては、代表構成員を含むすべての構成員が①から⑨までのすべての要件を満たし、また、代表構成員は⑩の要件を満たすこととし、構成員のうち少なくとも 1 者が⑩の要件を満たす必要があるものとする。

- ① 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人等であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- ⑧ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑨ 県税等の公租公課について未納の徴収金（執行猶予に係るものを除く。）がないこと。
- ⑩ 評価会議の日において県の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されているものであること。
- ⑪ 過去5年間に、実開催とオンライン配信による同時開催で、本業務と同規模のシンポジウム及びセミナーを開催した実績があること。

2 企画提案書の作成

仕様書に基づき、以下に従って、様式1により作成してください。

- (1) 企画提案書の様式等は、日本工業規格 A4 縦型（資料の一部に A3 判資料を折り込み使用することは可）とします。
- (2) 企画提案書で使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とします。
- (3) 企画提案に関する参考資料、説明資料等が必要な場合は、任意様式により添付することができます。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項目	日程
① 公募要領等の公表・配布	令和6年3月21日（木）～令和6年4月22日（月）
② 公募要領等に関する質問書の受付	令和6年3月21日（木）～令和6年4月8日（月）
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和6年3月21日（木）～令和6年4月15日（月）
④ 企画提案書の受付	令和6年3月21日（木）～令和6年4月22日（月）
⑤ プロポーザル評価会議	令和6年4月下旬（予定）
⑥ 審査結果の通知・公表	令和6年5月上旬（予定）
⑦ 契約の締結	令和6年5月上旬（予定）

(2) 公募要領等の配布期間等

ア 配布期間

令和6年3月21日（木）～令和6年4月22日（月）まで

イ 配布時間

午前8時30分～午後5時15分（土日、祝祭日、振替休日を除く）

(3) 公募要領等の配布場所

- ① 県公式ホームページでの公表
公募要領等は、以下のページに掲載します。
URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/354333.html>

- ② 配布
岐阜県商工労働部商業・金融課
(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁10階)

(4) 公募要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

ア 受付期間

令和6年3月21日(木)～令和6年4月8日(月)午後5時15分まで

イ 提出方法

プロポーザルに参加するにあたり質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を商業・金融課あてに郵送、FAX又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。)を添付し提出してください。

岐阜県商工労働部商業・金融課 商業振興係
(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号)
FAX 058-278-2672
電子メールアドレス c11363@pref.gifu.lg.jp

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時上記ホームページ上にて公開します。

(5) プロポーザル参加申込書の受付

① 受付期間

令和6年3月21日(木)～令和6年4月15日(月)まで
午前8時30分～午後5時15分(土日、祝祭日、振替休日を除く)

② 提出書類

ア 参加申込書(別紙2)

イ 「第2 プロポーザルに係る事項 1 プロポーザル参加の要件」が確認できる書類
(ただし、②から⑨までについては「岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)」に搭載されている場合は、省略することができます。)

ウ 共同体構成員届出書(別紙3)(該当する場合のみ)

エ 共同体協定書(別紙4)(該当する場合のみ)

オ 共同体委任状(別紙5)(該当する場合のみ)

③提出部数 1部

④提出方法

- ・ 企画提案参加希望者は、参加申込書(別紙2)を商業・金融課まで持参又は郵送(必着)により提出してください。

- ・ 郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残るものとし、4月15日（月）午後5時15分必着としてください。

（6）企画提案書等、書類の受付

①受付期間

令和6年3月21日（木）～令和6年4月22日（月）まで
午前8時30分～午後5時15分（土日、祝祭日、振替休日を除く）

②提出書類

ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式1＞
別添「仕様書」を参考に提案してください。

イ 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式2＞

ウ 企業等に関する書類

（ア）履歴事項全部証明書（提出日において発行日から30日以内のもの）

（イ）法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式3＞

（ウ）直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出してください。なお、親会社が証券取引法の適用会社においては、個別及び連結財務諸表のいずれかを（可能な場合はどちらも）提出してください。

※共同体として応募する場合、上記ウの（ア）を除く書類は、すべての者の分を提出してください。

エ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式4＞

③提出部数

10部（正本1部、副本9部）

④提出方法

- ・ 商業・金融課あてに持参又は郵送（必着）により提出してください。
- ・ 郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残るものとし、4月22日（月）午後5時15分必着としてください。

⑤その他

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

（7）プロポーザル参加にあたっての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 公募要領に違反すると認められる場合

オ 委託費の上限額を超える見積額の提案をした場合

カ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

提案者は、複数の企画提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

受付期間終了後における提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微なものを除き、認めません。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書を提出した後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）を商業・金融課に持参又は郵送により申し出てください。

(8) 見積書作成にあたっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中における本業務に係る費用の見込額とします。

② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

第3 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「物流2024年問題対策事業委託業務プ

ロポーザル評価会議」（以下「評価会議」という。）が行います。

なお、事業者の選定にあたっては、別表の評価項目に基づき、競争性及び透明性の確保に十分に配慮しながら、評価会議構成員が企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上で選定を行います。

2 プロポーザル評価会議

① 開催時期 令和6年4月下旬（予定）

開催日時・場所については、詳細が決定し次第参加者にそれぞれ通知します。

② 企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション 15分以内

構成員からの質疑 10分程度

③ 注意事項

- ・ プレゼンテーションの参加人数は、3名までとしてください（共同体による提案においても、1共同体につき3名までとしてください。）
- ・ プレゼンテーションの際、新規に資料を追加すること、およびパソコンやスライド機材等を使用することはできません。
- ・ 各提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・ 指定の時刻に遅れた場合には、評価対象とはしません。

3 評価項目及び配点

別表のとおり

4 最優秀提案者の選定方法

評価項目に従って、提出書類及び提案者の行うプレゼンテーションの内容について、評価会議構成員が評価・採点します。

(1) 順位点の付与

構成員ごとに評価点の高い順から順位点を付します（1位＝1点、2位＝2点、3位＝3点、・・・）。

(2) 最優秀提案者

構成員の順位点を合計し、合計点の最も低い提案者を最優秀提案者とします。ただし、各構成員の評価点の合計が基準点（60点×構成員数）を満たさない提案者は選定の対象としません。

順位点合計の最も低い提案者が複数いる場合は、提案金額の安価な提案者を高順位とします。順位点合計の最も低いかつ提案金額の最も低い提案者が複数いる場合は、くじ引きのうえ、最優秀提案者を決定します。

(3) 提案者が一者又ははない場合の取り扱い

提案者が一者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合には、再度公募を検討します。

5 選定結果の通知・公表

選定結果は、すみやかに提案者に文書で通知するとともに、以下の項目を岐阜県公式ホームページで公表します。

(1) 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点

(2) 全提案者の名称（申込順）

(3) 全提案者の評価点（得点順）

※価格点および提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、提案者が2者の場合は、公表しません。

(4) 最優秀提案者の選定理由

(5) 評価会議構成員の氏名

(6) 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第4 契約の締結

1 契約方法

選定した最優秀提案者に対し、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。電子契約による契約の締結を希望する場合、すみやかに県あてに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出することとします。

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することがあります。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わない場合は、評価結果において総合評価が次に高い提案者（最低基準を満たした者に限る。）と協議を行うものとします。

2 契約保証金

岐阜県会計規則第114条第2号に掲げる要件の一に該当するときは、免除します。

第5 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令等の遵守

事業者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他の関係法令を遵守してください。

(2) 業務の一括再委託の禁止

事業者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる業務について、あらかじめ県の承認を得た場合は、この限りではありません。

(3) 個人情報保護

受託者が本委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、及び岐阜県個人情報取扱事務基準（平成11年3月5日付 総第398号）に基づく別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取扱いに十分留意してください。

(4) 守秘義務

事業者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己のために利用することはできません。委託業務終了後も同様です。

(5) 知的財産権の取扱い

事業者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、或いは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用に当たり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、事業者の責任により対処する。

(6) 「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく通報義務等

(ア) 妨害または不当介入に対する通報義務

事業者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係、社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求または契約の適正な執行の妨害を受けたときは、警察に通報しなければなりません。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがあります。

(イ) 不当介入による履行期間の延長

事業者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができます。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置

(1) 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。この場合において、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、県が契約を取り消した場合においては、受託者は、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否について両者は協議するものとします。この場合において、一定期間内に協議が整わないときは、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、受託者が委託期間の終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

第7 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。

また、最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁10階）

岐阜県商工労働部商業・金融課 商業振興係

TEL 058-272-8862（直通）

058-272-1111（内線3646）

FAX 058-278-2672

電子メールアドレス c11363@pref.gifu.lg.jp

物流2024年問題対策事業委託業務 評価項目及び評価内容

各構成員は、以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点する。

評価項目及び評価内容	評価基準点				
	非常に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る
1 提案内容の有効性及び実現可能性（75点）					
(1) シンポジウムの企画について（20点） ・ 広報効果の高い行事名か ・ テーマ設定など目的に合った内容か ・ 会場レイアウトは適切か ・ 講師選定は適切か ・ 来場者アンケートの方法は適切か	20点	16点	12点	8点	4点
(2) 業界向けセミナーの企画について（20点） ・ 企画は適切か ・ 会場レイアウトは適切か ・ 実務担当者のニーズに合うテーマ設定・内容か ・ 講師選定は適切か ・ 来場者アンケートの方法は適切か	20点	16点	12点	8点	4点
(3) 消費者向け情報発信について（30点） ・ 主な対象者に訴求する適切な内容となっているか ・ 本イベントへの誘客効果の高い情報発信の方法であるか ・ イメージデザインは適切か	30点	24点	18点	12点	6点
(4) 独自提案（5点） ※独自提案がない場合は、評価しない。 ・ 効果的な提案か	5点	4点	3点	2点	1点
2 事業を適正かつ確実に実施する能力（25点）					
(1) 実施体制について（5点） ・ 事業の目的を達成するために、十分な事業実施体制があり、経験のある者を配置するなど、業務遂行能力の高い事業者であるか。	5点	4点	3点	2点	1点
(2) 経営基盤について（5点） ・ 提案者の経営基盤が安定しているか。	5点	4点	3点	2点	1点
(3) 業務実績について（5点） ・ 本事業に類する事業の実施実績から、受託能力があり、その知識・ノウハウ・経験等を当事業に十分生かせることが期待できるか。	5点	4点	3点	2点	1点
(4) 見積内容について（5点） ・ 事業費の積算は、提案された企画内容と整合し、適切なものであるか。	5点	4点	3点	2点	1点
(5) 社会的課題への取り組みについて（5点） ・ 「SDGsの推進」、「仕事と家庭の両立支援」、「若者の採用・育成」、「障がい者雇用」、「パートナーシップ構築宣言登録・公表」といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。	該当する場合に加点 (上限5点)				
計	100点				